

平成30年4月から入院時食事療養費が変わります。

限度額適用認定証について(70歳未満)

入院中の70歳未満の入院患者さんへ

健康保険証と【限度額適用認定証】を入院している病院の窓口に提示すると、医療費一部負担金が一定の自己負担額になります。なお、食事の一部負担金や差額ベッド代(個室料)などの保険外の費用は対象になりません。

手続き・お問い合わせ先

国民健康保険(区市町村) ⇒ 各区市町村の国民健康保険課

健康保険(全国健康保険協会) ⇒ 協会けんぽ 各都道府県支部

組合管掌健康保険 ⇒ 各健康保険組合

自己負担限度額(1ヶ月単位)

区分		月単位の上限額
ア	年収約1,160万円～ 健保:標準報酬月額83万円以上 国保:年間所得901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 食費 ⇒ 460円/食 ×3 (4月目～:140,100円)
イ	年収約770万円～約1,160万円 健保:標準報酬月額53万円以上83万円未満 国保:年間所得600万円超901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 食費 ⇒ 460円/食 ×3 (4月目～:93,000円)
ウ	年収約370万円～約770万円 健保:標準報酬月額28万円以上53万円未満 国保:年間所得210万円超600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 食費 ⇒ 460円/食 ×3 (4月目～:44,400円)
エ	～年収約370万円 健保:標準報酬月額28万円未満 国保:年間所得210万円以下	57,600円(4月目～:44,400円) 食費 ⇒ 460円/食 ×3
オ	低所得者(住民税非課税)	35,400円(4月目～:24,600円) 食費 ⇒ 210円/食×3 ※申請が必要ですが、直近1年間の入院が90日を越えた場合は、91日～160円/食(480円/日)

- ・ご不明な点は、医療連携室(相談室)・ソーシャルワーカーまでご相談ください。
- ・70歳以上の入院患者さんは裏面をご覧ください。